

福岡県医発第478号(地)

平成20年5月23日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

「特定医療法人制度の改正について」及び「租税特別措置法施行令
第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣
と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の
制定について」の一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に標記通知が発出された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、平成18年6月21日付けで公布された健康保険法等の一部を改正する法律のうち、老人保健法の改正の一部については、平成20年4月1日より施行され、特定医療法人の事業要件について、その改正内容および要件に定める基準を満たすことの証明書等の様式の改正内容を通知するものです。

同通知では、改正後の要件として、厚生労働大臣の証明書の交付を受けること、役員等の構成、役員等に対する特別の利益の供与、残余財産の帰属、法令違反等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

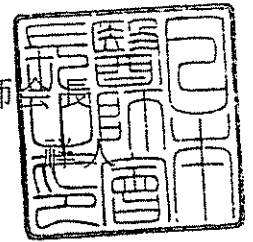
医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

日医発第190号(年税5)

平成20年5月15日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
唐澤



「特定医療法人制度の改正について」及び「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の一部改正について

この度、厚生労働省が各都道府県知事宛に通知した「特定医療法人制度の改定」に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

今回の都道府県知事宛文書は、平成18年6月21日付で公布された健康保険等の一部を改正する法律のうち、老人健康保健法の改正の一部について、平成20年4月1日からの施行を受け、特定医療法人の事業要件について、その改正内容および要件に定める基準を満たすことの証明書等の様式の改正内容を通知するものです。

(別添文書)

○「特定医療法人制度の改正について」及び「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の一部改正について(日本医師会長宛添書)

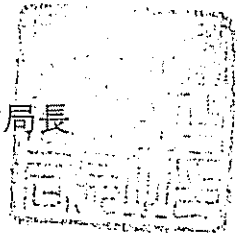
○「特定医療法人制度の改正について」及び「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の一部改正について(各都道府県知事宛文書)



医政発第 0331007 号
平成 20 年 3 月 31 日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「特定医療法人制度の改正について」及び「租税特別措置法施行令第
39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議
して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定につい
て」の一部改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知
願います。



医政発第0331005号

平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「特定医療法人制度の改正について」及び「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の一部改正について

平成18年6月21日付けで公布された健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）のうち、老人保健法の改正の一部については、平成20年4月1日に施行される予定である。

ついては、「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）及び「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号厚生労働省医政局指導課長通知）の一部を改正することとしたので、予め留意の上その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

○「特定医療法人制度の改正について」(平成15年10月9日医政発第1009008号)

新	旧
第1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 1 改正後の要件 (1)～(5) (略) (i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ (略) a～i (略) j <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査</u> ロ～ニ (略) 以下略	第1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 1 改正後の要件 (1)～(5) (略) (i) その医療法人の事業について、次のいずれかも該当すること。 イ (略) a～i (略) j <u>老人保健法(昭和57年法律第80号)第20条の規定により市町村が行う健康診査又は同法第21条の規定により都道府県が市町村に代わって行う健康診査</u> ロ～ニ (略) 以下略

【 改 正 後 全 文 】
医政発第1009008号
平成15年10月9日
最終改正 医政発第0331005号
平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

特定医療法人制度の改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第139号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第34号）及び租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成15年4月1日から施行されている。

今般の制度改正に伴う特定医療法人制度の新たな取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添1を参照されたいこと。

(1) 厚生労働大臣の証明書の交付を受けること

その法人の事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

(2) 役員等の構成

その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号イからハまでに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも3分の1以下であること。

なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について6名以上及び監事について2名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の2倍以上としていること。

(3) 役員等に対する特別の利益の供与

その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(4) 残余財産の帰属

その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

(5) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。

(i) その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

- b 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査
- c 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
- d 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- e 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- f 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- g 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- h 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
- i 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- j 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第20条又は第26条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第125条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内であること。
- ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。

なお、役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算については撤廃された。

(ii) その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう）を開設する医療法人にあつては、a又はbに、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう）のみを開設する医療法人にあつてはcに該当すること。
 - a 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

- b 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - c 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ロ 各医療施設（病院、診療所及び介護老人保健施設のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設にあっては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設にあっては、定員数）の30%以下（改正前：20%以下）であること。
- なお、平均料金の上限（5,000円）は廃止された。

2 手続等

(1) 権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。（別添2参照）

- ① 申請者の名称及び納税地
- ② 代表者の氏名
- ③ その設立の年月日
- ④ 申請者が現に行っている事業の概要
- ⑤ その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ その寄附行為又は定款の写し

ロ その申請時の直前に終了した事業年度に係る前記1（1）の厚生労働大臣の証明書

ハ 前記1（2）（3）（5）の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

(2) 承認申請時の証明書の添付

従前より、医療施設に関する基準に該当している旨等について都道府県において証明書の発行がなされていたところであるが、今般、承認の申請を行うに際して、前記1（1）の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受ける手続が必要とされたことに伴い、当該証明書については、地方厚生局において交付することとしているが、都道府県衛生主管部局におかれては、前記1（ii）イに該当している旨の証明等について、引き続き、御協力願いたいこと。また、承認手続の流れについては、別添2を参照されたいこと。

(3) 各事業年度ごとの証明書の提出

各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、当該事業年度において前記1(1)の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと。なお、当該証明書の交付手続については、前記(2)の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記1(2)(3)の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記1の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

- ① 届出をする医療法人の名称及び納税地
- ② 代表者の氏名
- ③ 特定医療法人の承認を受けた日
- ④ 特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
- ⑤ その他参考となるべき事項

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更認可を与える必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれては、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと(別添2参照)。

(6) 各地方厚生局・国税局からの照会への対応

各地方厚生局又は各国税局から都道府県衛生主管部局宛に、医療関係法令の遵守状況その他承認手続等に必要な事項について照会があった場合の適切な対応及び御協力方お願いしたいこと。

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。厚生労働省医政局は、都道府県からの報告を国税庁に情報提供するものとする。

- ① 医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

- ② 特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ③ 特定医療法人の承認を受けているにも関わらず、定款に基金の規定がある場合、又は、毎会計年度終了後に提出される事業報告書等について、貸借対照表の純資産の部に基金が計上されている場合であって、医療法第64条第1項の命令が発せられた場合。
- ④ その他①、②及び③に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合
- ⑤ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

第2 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正（医療法施行規則（平成19年厚生労働省令第39号）により、新たに設けられた基金制度について、特定医療法人は採用できないことに特に注意すること）を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) 特定医療法人の承認の失効後の定款又は寄附行為変更の取扱い

特定医療法人であった医療法人から、特定医療法人ではなくなったことに関し、定款又は寄附行為の変更の認可の申請があった場合の審査に当たっては、当該法人に係る制度の趣旨にかんがみ、解散した場合のその残余財産について、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに帰属する旨の定款又は寄附行為における定めについては変更することを認めないよう取り扱われたいこと。

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達等を参照されたいこと。

- ① 贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和39年6月9日直審（資）24、直資77）
- ② 租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（昭和55年4月23日直資2-181）
- ③ 特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について（平成15年4月4日課法10-15）
- ④ 出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について（平成17年4月27日文書回答）

第3 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」（昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知）は廃止する。

医療法人〇〇会定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。

病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第12条において同じ。）

本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。

第3章 社員

第6条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

第7条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

第8条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第9条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第10条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員がその資格を失つた後も同様とする。

第4章 役員

第11条 本社の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上○名以内
うち理事長 1名
常務理事 ○名
- (2) 監事 2名

2 理事及び監事は、社員総会において本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 本社の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合は

施設を2か所以上有する場合には、管理者も2名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を〇〇

この限りでない。 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 4 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。 第13条 理事長のみが本社を代表する。 2 理事長は本社の業務を総理する。 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 4 理事は、本社の常務を処理する。 5 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社の業務を監査すること。 (2) 本社の財産の状況を監査すること。 (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は社員総会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 6 監事は、この法人の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。	病院の管理者等と限定してもよい。
--	-------------------------

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 評議員

第15条 本団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第16条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

第17条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第18条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第6章 会議

第19条 本団の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。

第20条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第21条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事

本条に、各会議の定足数を定めてもよい。

会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第22条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年
4 前年度剰余金又は損失金の処理	5月
5 定款の変更	随時
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
7 事業計画及び収支予算の重大な変更	
8 社員の入社及び除名	
9 理事、監事の選任、辞任の承認	
10 本社の解散	
11 定款第5条に関する事項	
12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

2 前項の会議の議事は、別段の定めがあるもののほかは、総社員の過半数が出席し、その出席者の過半数の賛成による承認を受けねばならない。

第23条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年
4 前年度剰余金又は損失金の処理	5月
5 定款の変更	随時
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
7 事業計画及び収支予算の重大な変更	
8 本社の解散	

第5条の業務がなければ掲げる必要はない。

9 定款第5条に関する事項	
10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。

第24条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。

2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第25条 社員及び評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第26条 社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第27条 第23条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

(1) 会議の日時、場所

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

- (2) 社員又は理事若しくは評議員の現員数
- (3) 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議案の件名
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第29条 この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第7章 資産及び会計

第30条 本社の資産は次のとおりとする。

- (1) 本社の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 本社に寄附された財産
- (3) 本社の資産から生ずる果実
- (4) 本社の事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第31条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1)
- (2)

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第32条 本社の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社の経費を支弁する。

第33条 本社の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第34条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社

不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。

に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第35条 本社の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

第36条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第37条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第38条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第8章 証明書等の提出

第39条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第37条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定について

第9章 定款の変更及び解散 第40条 この定款は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。 第41条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができる。 第42条 本会社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。 第43条 本会社が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第10章 雑則 第44条 本社の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。 第45条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。 附則 本会社設立当初の役員は、次のとおりとする。 <table><tr><td>理事長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>常務理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>監事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	理事長	○	○	○	○	常務理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	監事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	は各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。 国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 本定款例により、新規に社団を設立する場合には、 「 附則 本会社設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、〇〇〇までとする。 理事(理事長) 〇〇〇〇 〃 (常務理事) 〇〇〇〇 監事 〇〇〇〇 〃 〇〇〇〇」 とすること。
理事長	○	○	○	○																																										
常務理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
監事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										

特定医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第1章 名称及び事務所

第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。

第4条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）
- (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）

第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

第3章 役員

第6条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上〇名以内
 - うち理事長 1名
 - 常務理事 〇名

病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第8条において同じ。）

本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。

(2) 監事 2名

第7条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

- 2 理事長のみが本財団を代表する。
- 3 理事長は本財団の業務を総理する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

- 4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。

- 5 理事は、本財団の常務を処理する。

- 6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務を監査すること。
- (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）又は評議員会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対

施設を2か所以上有する場合には管理者も2名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を〇〇病院の管理者等と限定してもよい。

して意見を述べること。

- 7 監事は、この法人の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）兼任することができない。

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 評議員

第10条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第11条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

- 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

第12条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第13条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第5章 会議

第14条 本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。

第15条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第16条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名を

本条に、各会議の定足数を定めてもよい。

もって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第17条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年
4 前年度剰余金又は損失金の処理	5月
5 寄附行為の変更	随時
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
7 事業計画及び収支予算の重大な変更	
8 本財団の解散	
9 理事及び監事の選任、辞任の承認	
10 寄附行為第5条に関する事項	
11 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	

第5条の業務がなければ、掲げる必要はない。

2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席し、その出席者の過半数の同意を得なければならない。

第18条 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

2 評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第19条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権

を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第20条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第21条 第17条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を得なければならない。

2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第22条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 理事及び評議員の現員数
- (3) 出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議案の件名
- (5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。

第23条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。

第6章 資産及び会計

第24条 本財団の資産は次のとおりとする。

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

(1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の資産から生ずる果実 (4) 本財団の事業に伴う収入 (5) その他の収入 第25条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) …… (2) …… (3) …… 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。 第26条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。 第27条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 第28条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第29条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。 第30条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第31条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。 2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告	不動産、運営基金等重要な資産はなるべく基本財産とすること。
--	--------------------------------------

書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第32条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第7章 証明書等の提出

第33条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第8章 寄附行為の変更及び解散

第34条 この寄附行為は、第17条及び第21条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第35条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第17条及び第21条の手続きを経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができる。

第36条 本財団が解散したときは、理事がその清算人

証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第31条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

本条には、医療法第55条第2項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。

となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。	
第37条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。
第9章 雑則	
第38条 本財団の公告は、官報（及び〇〇新聞）によって行う。	
第39条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。	
附則	
本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。	本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、
理事長 ○ ○ ○ ○	「 附則
常務理事 ○ ○ ○ ○	本財団設立当時の役員
同 ○ ○ ○ ○	は、次の通りとし、その任期は〇〇〇までとする。
理事 ○ ○ ○ ○	理事(理事長) 〇〇〇〇
同 ○ ○ ○ ○	〃 (常務理事) 〇〇〇〇
同 ○ ○ ○ ○	・
同 ○ ○ ○ ○	・
監事 ○ ○ ○ ○	監事 〇〇〇〇
同 ○ ○ ○ ○	〃 〇〇〇〇」
	とすること。

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の付表1「証明願記1及び2に係る添付書類」

新	旧
1 診療収入の明細 （記載上の注意事項） （1）略 （2）収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の <u>本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収 益の合計額と一致すること。</u> 2、3（略） 4 健康診査に係る診療収入の明細 健康保険法 （中略） <u>高齢者の医療の確保に関する法律</u> 以下略	1 診療収入の明細 （記載上の注意事項） （1）略 （2）収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の <u>「医業収益」の合計額と一致すること。</u> 2、3（略） 4 健康診査に係る診療収入の明細 健康保険法 （中略） <u>老人保健法</u> 以下略

証明願記 1 及び 2 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療収入の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び 介護老人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
合計	社会保険診療			①	⑤
	労災保険診療			②	⑥
	健康診査			③	⑦
	自由診療等			④	
	計				100%

（記載上の注意事項）

- (1) 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計①、②、③、④の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 同一基準による。
- ・ 同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・ 同一基準による。
- ・ 同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保健法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法	円
		律	
計		計	
		健康診査に係る診療収入合計	⑧

(記載上の注意事項)

(1) ③が⑧と一致すること。

添付資料

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。）
- 診療報酬規程